

# 第101回CFJ研修会

## 「性虐待を受けた子どもたちの未来のために今すべきこと」

講師：山田 不二子（医師）

チャイルドファーストジャパン 理事長

令和5年6月に刑事訴訟法が改正され、『司法面接』が「伝聞証拠禁止の法則」の例外として証拠採用される道が開かれました。日本の刑事訴訟法の元となっているのは英米法ですが、米国では、子ども虐待、とりわけ性虐待が疑われる事案では、被害児は『子どもの権利擁護センター(Children's Advocacy Center: CAC)』で「司法面接」と「系統的全身診察」をワンストップサービスで受けることが当たり前になっており、虐待の第一発見者は「司法面接」の前の聞き取りとして、「何があったの?」「それをしたのは誰?」という最小限だけを聞くことが鉄則となっています。

ところが、日本の現状はどうでしょうか? 児童相談所から「そんなあいまいな通告では、児童相談所は動けないから、もっと詳しく聞いてください。」と言われたり、警察から「幼い子どもの話など、信用できません。」とか、「被害のあった日時が特定できないと、刑事事件として事件化できませんし、送検しても、検察は起訴してくれません。」と言われたりしていませんか?

その間違いを正確に理解して、適切な対応を実践することが今、求められています。

開催日：令和5年12月2日(土)  
開催時間：午後2時00分～午後4時00分  
会場：子どもの権利擁護センターかながわ

2階 研修室

※ ZOOMによる

オンライン参加ができます。

- \* 受付：午後1時30分～
- \* 定員：12名(会場の参加定員)
- \* 参加費：学 生 550円  
CFJ会員 1,100円  
一 般 2,200円



会場地図(伊勢原市桜台一丁目5番31号  
チェリーヒルズ金田 2階 B号室)  
・伊勢原駅 南口から約300m、徒歩4分

お申込み方法:当法人ホームページからフォームにてご登録ください。

[https://cfj.childfirst.or.jp/cfj\\_tr/](https://cfj.childfirst.or.jp/cfj_tr/)

\*お申込みは、11月24日(金)までとさせていただきます。

定員に達した場合は、その時点でお申込みを締め切らせていただきます。



〒259-1132

神奈川県伊勢原市桜台1-5-31 チェリーヒルズ金田 2階 B号室

電話:0463-90-2715 FAX:0463-90-2716

E-mail:info@cfj.childfirst.or.jp URL:http://cfj.childfirst.or.jp/



\*CFJでは、子ども虐待・ネグレクトの専門家を対象に年4回の研修会を開催しております。  
詳細は、当法人ホームページにてお知らせします!